

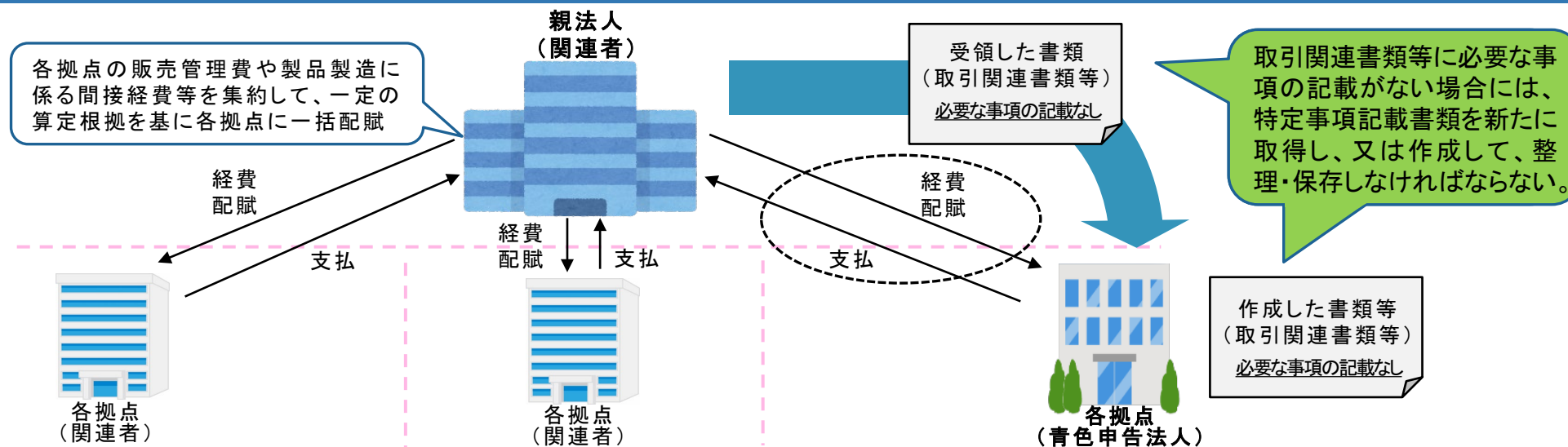
6 その他主な改正項目

(1) 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設

青色申告の承認を受けている内国法人(以下「青色申告法人」といいます。)は、その関連者(※1)との間で関連者間取引(※2)を行った場合において、その取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類(自己の作成したこれらの書類でその写しがあるものはその写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にはその電磁的記録を、それぞれ含みます。)で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの(取引関連書類等)に、その取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項(以下「特定事項」といいます。)を明らかにする書類(以下「特定事項記載書類」といいます。)をその取引を行った事業年度の申告書の提出期限までに取得し、又は作成し、その特定事項記載書類を整理し、起算日(※3)から7年間、これを納税地等に保存しなければならない特例が創設されました(法規59の2①)(※4、5)。

なお、普通法人等(内国法人である普通法人等(法150の2①)をいいます。以下同じです。)についても、同様の特例が創設されています(法規67の2①)。

[本制度のイメージ図]



※1 関連者とは、法人で、その青色申告法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等(自己株式等を除きます。)の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいいます(法規59の2③)。なお、特殊の関係については、移転価格税制における関連者の考え方と同様です。

※2 関連者間取引とは、次の(1)又は(2)の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用の額の基となるものをいいます(法規59の2①)。

(1) 関連者がその青色申告法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含みます。)

(2) 関連者がその青色申告法人に対して行う役務の提供のうち一定のもの

※3 起算日とは、作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から一定の月数を経過した日をいいますが、その日は、基本的にその青色申告法人の確定申告書の提出期限となります(法規59②)。

※4 特定事項記載書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由に該当します(法127①)。

※5 特定事項記録書類に記載すべき特定事項を電子取引により取得した場合は、その特定事項を電帳法の規定に基づいて電磁的記録として保存しなければなりません(法規59の2②、電帳法7)。

[適用時期] 青色申告法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度に行う関連者間取引について適用されます(改正法規附則8①)。なお、普通法人等も同様です(改正法規附則8②)。

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業(一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)に係る特定税額控除規定の不適用措置の要件について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長され、令和11年3月31日までとされました(措法42の13⑤)。

- 1 特定税額控除規定に、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(措法42の5)(9ページ参照)(繰越税額控除制度を除きます。)が追加されました(措法42の13⑤柱書)。
- 2 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、**①**大企業のうち黒字で一定規模以上の法人は、その増加割合が2%以上(改正前:1%以上)とされ、**②**上記以外の大企業は、その増加割合が1%以上(改正前:前期の額を超えること)とされました(措法42の13⑤一)。
- 3 地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、改正前の継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件が、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とされました(措法42の13⑤柱書)。

[不適用措置に係る要件の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
不適用措置の適用を受けないための要件		①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額	①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額
①大企業(黒字で一定規模以上の法人)		対前期増加率 1%以上	当期償却費総額の40%超	対前期増加率 2%以上	当期償却費総額の40%超
②大企業(上記以外の法人)		前期の額を超えること	当期償却費総額の30%超	対前期増加率1%以上	当期償却費総額の30%超
特定税額控除規定	研究開発税制	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	一般試験研究				
	特別試験研究				
	重点産業技術試験研究	—			
	地域未来投資促進税制	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれかにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制				

(参考1) 地域未来投資促進税制(措法42の11の2②)及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の6②)に係る不適用措置の要件は、特定生産性向上設備等投資促進税制と同様です(7ページ参照)。
(参考2) 戦略分野国内生産促進税制(措法42の12の6③⑥)を適用しないこととする措置についても、上記2①(法人規模による限定はありません。)及び3と同様の見直しが行われています(措法42の12の6④)。

【適用時期等】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。なお、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度に係る追加は産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)(9ページ参照)。

(3) 外国子会社合算制度の見直し(制度全体像における見直しの位置づけ)

本制度について、次の見直しが行われました(措法66の6、66の9の2)。

- 1 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例が創設されました(旧清算特例については、新清算特例に改組)。
- 2 ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、一定の場合にその判定が不要とされました。
- 3 税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合の計算ができる特例について、一定の場合にその適用ができないこととされました。

[本制度の全体像と見直しのイメージ図]

